

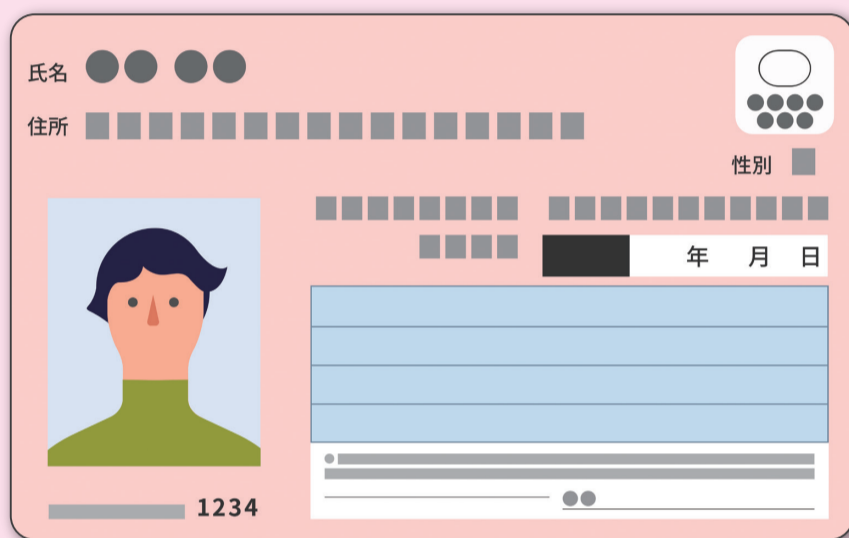
# マイナ保険証／資格確認書による 国民健康保険の受診方法

令和6年12月2日より、国民健康保険の受診にあたっては、マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）での受診を基本とする仕組みに移行しました。なお、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書が発行されます。

## マイナ保険証を **持っている** 場合

### 原則

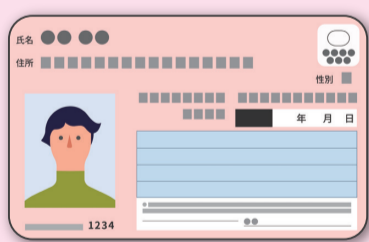
#### マイナ保険証で受付



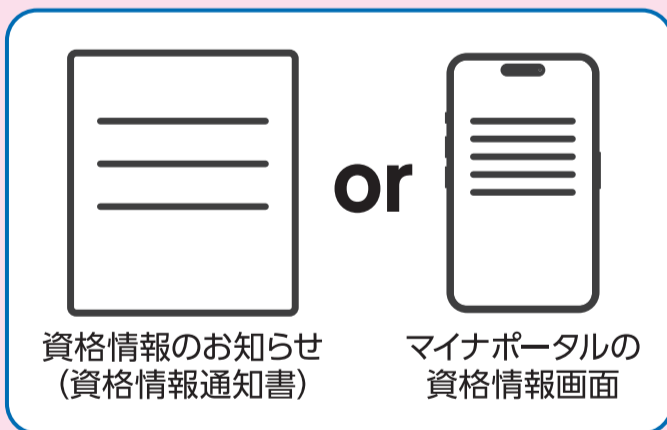
マイナ保険証

医療機関がマイナ保険証に対応していない場合などは

マイナ保険証と資格情報のお知らせ又はマイナポータル<sup>※</sup>の資格確認画面を窓口で提示



マイナ保険証



資格情報のお知らせ  
(資格情報通知書)

マイナポータルの  
資格情報画面

※資格情報のお知らせやマイナポータル<sup>※</sup>の資格情報画面だけでは保険診療は受けられません。

※資格情報のお知らせの更新は、以下に当てはまる方に限り行われます。

- ・70～74歳の方（毎年度更新）
- ・有効期限が記載されている方
- ・負担割合が変更になった方

## マイナ保険証を **持っていない** 場合

### 資格確認書を窓口で提示

都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年月日	負担割合	割	
適用開始年月日	年月日			
交付年月日	年月日			
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				印

資格確認書

令和8年8月1日から  
下地の色が**青色**から  
**紫色**になります。

※資格確認書は毎年度更新されます。

マイナ保険証をお持ちでない方は、**ぜひ、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。**



マイナ保険証を利用するとさまざまなメリットがあります

- ◆ データに基づく良い医療が受けられます ◆
- ◆ 手続きなしで高額療養費制度の限度額を超える支払が免除されます ◆
- ◆ 確定申告時に医療費控除が簡単にできます ◆